

練馬区告示第557号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第3条第1項および第8条の規定に基づき、下記の者を住民基本台帳から職権消除したので、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第4項後段の規定により告示する。

令和8年10月22日

練馬区長 吉田 健一

	氏名	職権消除日
1	屋比久 毅	令和8年4月10日
2	LEE SOON BOK 李 順福	令和8年4月30日
3	粕谷 幸子	令和8年5月22日
4	山城 智也	令和8年5月22日
5	SUBASINGHE ARACHCHIGE CHAM OD KAUSHALYA SUBASINGHE	令和8年5月22日
6	青山 龍太	令和8年5月25日
7	金井 貴志	令和8年5月25日
8	君島 崇星	令和8年7月10日